

これまで、(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会(通称SMSCA)では、スポーツライミング競技の健全な普及・発展を図るために各種競技会を開催してきたが、参加選手の所属に関して規定するものがなかった。この度「SMSCA所属選手規程」を定め、正式にSMSCA所属選手として競技会に参加する方法について規定することとした。

これにより、各種競技会にSMSCA会員として参加すると共に、国体予選会等でSMSCA代表選手やSMSCA強化選手に指定される道をひらくものとする。

手続き:

(1)「選手登録申込書」をSMSCA事務局に提出する。(ホームページから提出可)

(2)規程による選手登録料を納付。

・小中学生、高校生:1,000円 大学生:2,000円 社会人:3,000円

振込先	埼玉りそな銀行	県庁支店	普通	4749198
一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツライミング協会				
シャ)サイタマケンサンガク・スポーツライミングキョウカイ				

(3)登録料の納付を確認次第、登録証(会員証)を発行。

★★★ 解説 ★★★

1 【SMSCA所属選手】(=SMSCA会員)とは、

(1) SMSCAに加盟する山岳団体に所属する所属会員

(2) SMSCAの個人会員

(3) SMSCAに選手登録した登録選手

但し、県内に居住するか県内の学校に在籍する者、県内に勤務する者

※「SMSCA所属選手規程」が制定され、(3)が追加された。

※SMSCA所属選手は、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会への選手登録時に「(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会」所属を選択する事ができます。

※(1)または(2)に該当するSMSCA所属の選手は、改めて(3)に登録する必要はありません。

2 【登録選手の特典】

①SMSCAが選抜する大会に於いてSMSCAの代表選手や強化選手になることができる。

②SMSCA主催の練習会、研修会等に参加することができる。但し参加に係る費用については別に定める。また、参加できる練習会は別に定める。

③SMSCA主催の大会、練習会、研修会等の情報を受け取ることができる。

3 【SMSCA所属選手】になるには

◎(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会に選手登録を希望する者は、選手登録申込書をSMSCA事務局に提出し、選手登録料を納付してください。

★選手登録申込書の提出方法

- ①右記アドレスから、申し込む → <https://ws.formzu.net/dist/S646504035/>
 ②下記申込書に必要事項を記入の上、送付する。



(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会 選手登録申込書

私は、(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会所属選手規程に同意し、選手登録を申し込みます。

年 月 日

【選手記入欄】

フリガナ		性別	
氏名			
生年月日	西暦 年 月 日		
住所	〒 都道府県		
連絡先	Tel		
	Mail		
学校名 *勤務先		学年	
*社会人の方は勤務先名のみお書きください。			
学校住所	〒 都道府県 TEL		

【保護者記入欄】 (※小中学生、高校生の場合は必ずご記入ください。)

フリガナ		選手との 続柄	
氏名			
住所 *選手と異なる場合	〒 都道府県		
連絡先	Tel		
	Mail		

* 申込書はSMSCA事務局 (info@smsca.or.jp) にお送り下さい。
 また選手登録料は下記の口座に振込をお願い致します

埼玉りそな銀行 県庁支店
 普通 4749198
 (一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会
 シャ) サイタマケンサンガク スポーツライミングキョウカイ

(一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会

所属選手規程

(目的)

第1条 本規定は、(一社) 埼玉県山岳・スポーツライミング協会(以下「本協会」という。)に所属する選手について定めることを目的とする。

(所属選手)

第2条 本協会所属選手は、以下のいずれかの者とする。

- (1) 本協会に加盟する山岳団体に所属する所属会員
- (2) 本協会の個人会員
- (3) 本協会に選手登録した登録選手

但し、県内に居住するか県内の学校に在籍する者、県内に勤務する者

2 本協会所属選手は、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会への選手登録時に「(一社)埼玉県山岳・スポーツライミング協会所属」を選択できる。

(登録選手)

第3条 本協会に選手登録した者を登録選手という。

(登録手続)

第4条 本協会に選手登録する者は、選手登録申込書と選手登録費を提出・納入する。

(登録料)

第5条 選手登録の年度登録料は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 小中学生、高校生 | 1,000 円 |
| (2) 大学生 | 2,000 円 |
| (3) 社会人 | 3,000 円 |

(登録期間)

第6条 登録の受付は、年間を通じて受け付ける。

2 登録資格の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、年度の途中で登録した場合でも登録料の減額はしない。

(選手登録を取り消す時)

第7条 選手登録を取り消す時は、本協会会長に書面により届け出る。ただし登録料の返金は行わない。

2 本規程、本協会倫理規定等の本協会の規定に違反した所属選手の処分については、倫理規定及び処分規定による。

(雑則)

第8条 本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

第9条 本規定は、令和4年度以降の登録について適用する。

附則

本規定は、令和5年4月1日から施行する。